

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－３ 業務の適切性 Ⅲ－３－４ システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式１－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、ＤＤoS攻撃事案の場合は「ＤＤoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害等	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－３ 業務の適切性 Ⅲ－３－４ システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式１－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害

改正案	現行
その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）	その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）
IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） IV－3 業務の適切性 IV－3－4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応	IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） IV－3 業務の適切性 IV－3－4 システムリスク管理 （１）～（３） （略） （４）システム障害に対する対応

改正案	現行
① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式２－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、ＤＤoS攻撃事案の場合は「ＤＤoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、資金清算機関又は資金清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。	① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式２－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害 その原因の如何を問わず、資金清算機関又は資金清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

改正案	現行
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略) V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－3 業務の適切性 V－3－4 システムリスク管理 (1)～(3) (略) (4) システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式３－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、</u>	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、参加者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略) V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－3 業務の適切性 V－3－4 システムリスク管理 (1)～(3) (略) (4) システム障害に対する対応 ① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式３－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。

改正案	現行
<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、振替機関又は振替機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他口座管理機関等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、口座管理機関や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）	また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害 その原因の如何を問わず、振替機関又は振替機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他口座管理機関等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、口座管理機関や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）

改正案	現行
VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-3 業務の適切性 VI-3-4 システムリスク管理 （１）～（３）（略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式４－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、取引情報蓄積機関又は取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシス	VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-3 業務の適切性 VI-3-4 システムリスク管理 （１）～（３）（略） （４）システム障害に対する対応 ① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式４－１）にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を求める）。 （注）報告すべきシステム障害 その原因の如何を問わず、取引情報蓄積機関又は取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシス

改正案	現行
テム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引情報の収集・保存・報告に遅延、停止等が生じているものその他利用者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）	テム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引情報の収集・保存・報告に遅延、停止等が生じているものその他利用者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② （略）